

2025 年 10 月
野村信託銀行株式会社

「銀行取引約款集（銀行代理店用）」の改定のお知らせ

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

野村信託銀行株式会社は、2025 年 11 月 4 日付で、「銀行取引共通約款（銀行代理店用）」および「振込約款（銀行代理店用）」を以下の通り改定いたします。

1. 改定理由

インターネットバンキングの不正送金対策等のため。

2. 改定内容

以下の新旧対照表の通りです。

銀行取引約款集（銀行代理店用） 新旧対照表

2025 年 11 月 4 日改定

（下線部変更）

新	旧
< 銀行取引共通約款（銀行代理店用） > 第 1 章 総則 第 2 条 インターネットバンキングについて (6) 当社がインターネットバンキングの依頼を受付けた場合は、お客様から特段のご指定がない限り、受付日当日に当該依頼を処理することを原則としますが、受付時間によっては翌営業日の処理となる場合があります。各取引の受付時間については、インターネットバンキングの利用画面上に掲示します。<u>なお、当社が必要と判断した場合には、受付けた依頼の処理を一旦保留し、依頼の内容を確認する場合があります。確認に時間を要し、処理が翌営業日以</u>	< 銀行取引共通約款（銀行代理店用） > 第 1 章 総則 第 2 条 インターネットバンキングについて (6) 当社がインターネットバンキングの依頼を受付けた場合は、お客様から特段のご指定がない限り、受付日当日に当該依頼を処理することを原則としますが、受付時間によっては翌営業日の処理となる場合があります。各取引の受付時間については、インターネットバンキングの利用画面上に掲示します。

<u>降になる場合や、確認の結果、依頼をお断りする場合があります。</u> 第5条 サービスの利用 (8) バンキングサービスを利用して作成された普通預金および定期預金について、いずれかに将来における債権の行使が期待できる事由（「<u>休眠預金規定</u>」において定める事由をいいます）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。 <u>(2025. 11. 04)</u> <振込約款（銀行代理店用）> 第5条 振込契約の成立 (1) 振込契約は、当社が、振込依頼の内容を確認し、振込代り金、振込手数料、その他この取引に関して必要となる料金があれば当該料金（以下、「振込代り金等」といいます）を受領したときに成立するものとします。<u>ただし、当社は振込依頼の内容の確認に際し、受付けた振込依頼の処理を一旦保留する場合があります。確認に時間を要し、振込契約の成立が振込指定日より後れる場合や、確認の結果、振込依頼をお断りする場合があります。これにより、お客様に損害が生じたとしても、当社は責任を負いません。</u> <u>(2025. 11. 04)</u>	第5条 サービスの利用 (8) バンキングサービスを利用して作成された普通預金および定期預金について、いずれかに将来における債権の行使が期待できる事由（<u>第19条の2第2項</u>において定める事由をいいます）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。 <u>(2025. 5. 7)</u> <振込約款（銀行代理店用）> 第5条 振込契約の成立 (1) 振込契約は、当社が、振込依頼の内容を確認し、振込代り金、振込手数料、その他この取引に関して必要となる料金があれば当該料金（以下、「振込代り金等」といいます）を受領したときに成立するものとします。 <u>(2020. 08. 17)</u>
---	---

以 上